



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道帝国大学学生課の組織編成と業務分掌
Author(s)	廣瀬, 公彦; Hirose, Kimihiro
Citation	北海道大学大学文書館年報, 21, 28-51
Issue Date	2026-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/99409
Rights	(c) 2026 Hokkaido University Archives
Type	departmental bulletin paper
File Information	02_hirose.pdf



< 研究ノート >

北海道帝国大学学生課の組織編成と業務分掌

廣瀬 公彦

はじめに

第一次世界大戦とロシア革命を経て、国内において社会主義への関心が高まるなど情勢が変化するのに伴い、文部省は1928年10月30日付で「文部省分課規程」を改正し、学生生徒の思想や思想的運動を調査研究する学生課を設置した¹⁾。

各帝国大学には、官制改正により学生主事が設けられた。北海道帝国大学では、「北海道帝国大学官制」(1918年4月1日公布、勅令第44号)にて「学生ノ取締ニ関スル事ヲ掌ル」²⁾と定められた学生監に替わり、1928年10月30日改正(勅令第253号)によって「学生及生徒ノ指導監督ヲ掌ル」学生主事と「学生主事ノ職務ヲ助ク」学生主事補が置かれた³⁾。事務組織として、1928年12月25日、「北海道帝国大学処務規程」の改正により学生課が設置された。

『北大百年史』は、学生監の所属した学生監室(1924～1928年)について、おそらく同室の公文書綴「学生監室事務協議会 自大正十三年 至昭和三年」⁴⁾に基づいて、活動内容を具体的に記述している。それによると、学生監室は、学生生徒の思想的活動への警戒にあたるだけでなく、学生生徒の急増に伴う日常的な指導の困難さについて協議し、学生診療所の設置、下宿の調査・紹介、購買事業など、学生生徒の福利厚生について論議していた⁵⁾。

同書は学生課についても、学生監室の延長として教務係を含む形で1928年に設置されたこと、1930年の処務規程改正により教務係を庶務課へと移し学生課内に第一係～第三係を設けたこと、その業務分掌(第一係は庶務・文書・式典・集会・統計など、第二係は指導監督・懲戒・思想調査・風紀取締・労務斡旋・共同購買監督など、第三係は健康・体育問題)を端的に記述している⁶⁾。ただ、紙幅の都合と思われるが、学生課に関する「処務規程」条文は引用されておらず、具体的な活動内容は年表中にわずかに記されるのみである。学生課職員についても、最初の学生課長であった尾崎卓郎以外の課員について、ほぼ言及はみあたらない。

他方、『東京大学百年史』では、歴代学生主事の任期が掲げられており、軍事教練や勤労作業といった戦時体制下の大学の動向と学生課の業務の関わりについても記述されている⁷⁾。『東北大学百年史』では、学生課設置に伴う評議会での審議過程、初めて学内教授を学生課長兼任とする際の議論、1940年時点での職員氏名、「学生課課務分掌」で定めら

れた業務とその具体的活動について記述されている⁸⁾。

本稿では、北海道帝国大学における学生生徒の諸活動を考察する準備として、学生生徒の監督を担った学生課の職員や組織の構成と業務分掌について、基礎的考察をおこなう。

1. 各帝国大学学生課の組織と職員数

北海道帝国大学学生課についての考察に先立ち、各帝国大学における学生課の職名、係名、職員数を概観する。

用いる資料として、各帝国大学が毎年度発行した『一覧』は、職員一覧が掲載されているものの、係名や書記・嘱託の職員名は記載されない。各帝国大学の職員録が詳細と思われるが、全帝国大学のものを確認できておらず、一元的な比較がおこなえない⁹⁾。

そこで、文部省所管の全帝国大学が掲載されている『文部省職員録』によって、学生課所属職員の職名および人数を表1～表7に示す。

表1 東京帝国大学の学生課の職員数

年	学生主事	学生主事事務取扱嘱託	書記	学生主事補	嘱託
1929	3	—	2	3	14
1930	3	—	3(1)	4	17
1931	3	—	3(1)	4	17
1932	3(1)	—	3(1)	4	19
1933	4(1)	—	3(1)	4	19
1934	4	—	3(1)	4	18
1935	4	—	3(1)	4	18
1936	4	—	3(1)	4	18
1937	3	—	3(1)	4	21
1938	5	—	3(1)	4	16
1939	5	—	3(1)	4	23
1940	4	—	4(2)	4	20
1941	5	—	4(2)	3	21
1942	5	1	3(1)	4	30
1943	6	1	4(2)	6(1)	32

備考) 文部大臣官房秘書課『文部省職員録』による。
括弧は兼任で内数。

表2 京都帝国大学の学生課の職員数

年	学生主事	学生主事事務取扱嘱託	書記	学生主事補	嘱託
1929	4	—	2	4	11
1930	3	1	2	3	10
1931	3	2	4(2)	3	8
1932	3	2	3(2)	3	9
1933	3	2	3(2)	5(1)	8
1934	3	2	3(2)	5(1)	9
1935	3	2	3(2)	5(1)	9
1936	3	2	3(2)	5(1)	9
1937	2(1)	—	3(2)	5(2)	13
1938	3(1)	—	4(3)	6(2)	10
1939	3	—	4(3)	5	10
1940	3	1	4(3)	6(1)	7
1941	4	—	3(1)	4	7
1942	4	—	4(2)	5	7
1943	6(1)	—	3(2)	4	9

備考) 文部大臣官房秘書課『文部省職員録』による。
括弧は兼任で内数。

表3 東北帝国大学の学生課の職員数

年	学生主事	学生主事 事務取扱	書記	学生主事 補	嘱託	学医	学生診療 医嘱託	柔道教師 嘱託	剣道教師 嘱託	教練 嘱託
1929	3(1)	－	1	3	3	－	1	1	－	－
1930	4(1)	－	1	3	5	－	1	1	－	－
1931	4(1)	－	1	3	5	－	2	1	－	－
1932	4(1)	－	1	3	5	－		1	－	－
1933	5(2)	－	1	3	5	－	3	1	－	－
1934	5(2)	－	1	4(1)	5	－	4	1	1	－
1935	4(1)	－	－	4(1)	5	－	3	1	1	－
1936	4(1)	－	1	4(1)	4	－	3	1	1	－
1937	4(2)	－	1	3(1)	4	－	3	1	1	－
1938	4(1)	－	－	3	4	－	3	1	1	－
1939	4(2)	－	1	2	4	－	3	1	1	2
1940	4(2)	－	1	4(1)	4	－	3	1	1	3
1941	5(2)	2(2)	1	4(1)	4	2(1)	3	1	1	4
1942	5(2)	2(2)	1	3(1)	4	2(1)	3	1	1	5
1943	5(2)	2(2)	－	5(2)	5	2(1)	3	1	1	6

備考）文部大臣官房秘書課『文部省職員録』による。括弧は兼任で内数。

表4 九州帝国大学の学生課の職員数

年	学生主事	書記	学生主事補	嘱託
1929	2	2	3	－
1930	2	2	3	－
1931	2	2	3	－
1932	2	2	3	1
1933	2	2	3	2
1934	2	2	3	2
1935	2	2	3	2
1936	2	2	3	2

年	学生主事	学生掛			教務掛		
		学生主事補	書記	嘱託	書記	学生主事補	嘱託
1937	2	4(1)	－	－	3(1)	－	2
1938	2	4(1)	－	－	3(1)	－	3
1939	3	4	－	－	3(1)	－	2
1940	2	3	1	－	2(1)	1	2
1941	3	3	1	1	2(1)	1	2
1942	4	4	－	－	2	－	3
1943	3	5(1)	－	－	1	－	6

備考）文部大臣官房秘書課『文部省職員録』による。括弧は兼任で内数。

表5 北海道帝国大学の学生課の職員数

年	学生主事	学生主事 事務取扱	書記	学生主事 補	嘱託					
1929	10(8)	－	1	3(1)	－					
1930	11(9)	－	－	2	1					
1931	10(7)	－	－	2	1					
1932	10(8)	－	1	3	2					
1933	10(8)	－	1	3	2					
1934	9(8)	－	1	1	2					
1935	8(6)	2	－	2	2					
1936	8(6)	1	1	2	2					
年	学生主事	学生主事 事務取扱	第一係		第二係		第三係			
			書記	嘱託	学生主事 補	嘱託	学生主事 補	嘱託	教練嘱託	弓道教師 嘱託
1937	8(6)	1	1	－	2	1	－	3	－	－
1938	8(6)	1	1	－	2	2(1)	－	4(1)	－	－
1939	8(6)	1	1	－	2	2	－	1	7	1
1940	10(8)	－	1	－	1	3(1)	－	1	7	1
1941	9(8)	－	1	1	1	3	2(1)	1	5	1
1942	11(9)	－	1	1	1	4	2(1)	1	6	1
年	学生主事	学生主事 事務取扱	総務係		指導係		体鍊係			
			書記	嘱託	学生主事 補	嘱託	学生主事 補	嘱託	教練嘱託	弓道教師 嘱託
1943	10(8)	1	1	1	2	4	2(1)	1	7	1

備考) 文部大臣官房秘書課『文部省職員録』による。括弧は兼任で内数。

表6 大阪帝国大学の学生課の職員数

年	学生主事	学生主事 事務取扱	書記	学生主事補	嘱託
1931	1(1)	－	1(1)	1	1
1932	2(1)	1	－	2(1)	－
1933	6(3)	1	－	5(2)	1
1934	5(3)	－	－	4(1)	1
1935	5(3)	3	1(1)	4(1)	3
1936	5(3)	3	1(1)	4(1)	2
1937	5(3)	4(1)	－	4(1)	4
1938	5(3)	2	1(1)	4(1)	5
1939	5(3)	2	1(1)	4(1)	8
1940	5(3)	2	1(1)	4(1)	9
1941	5(3)	2	2(2)	3(1)	10
1942	6(3)	2	3(2)	4(1)	12
1943	5(3)	4	1	8(5)	14

備考) 文部大臣官房秘書課『文部省職員録』による。括弧は兼任で内数。

表7 名古屋帝国大学の学生課の職員数

年	学生主事	学生主事 事務取扱	書記	学生主事補	嘱託	教練助教
1939	2(1)	—	—	1	3	—
1940	2(1)	1	—	1	—	—
1941	4(2)	—	—	2	—	2
1942	5(3)	—	1(1)	3	1	2
1943	6(3)	—	1(1)	2	4	6

備考) 文部大臣官房秘書課『文部省職員録』による。括弧は兼任で内数。

『文部省職員録』には、いくつか資料的な制約がある。まず、朝鮮総督府所管の京城帝国大学と、台湾総督府所管の台北帝国大学を含まない。また、雇の職員名を記さない。さらに、組織構成を反映していない場合がある。たとえば、東京帝国大学の欄に係名は記されていないが、『東京大学百年史』によれば1929年時点で学生課に秘書掛、秩序掛、共済事業掛、庶務掛が設けられていた¹⁰⁾。九州帝国大学の欄では1937年から学生掛と教務掛が記載されるが、『九州帝国大学職員録』によれば1929年11月現在の版から、両掛の名称が確認できる¹¹⁾。

一方で、東北帝国大学が学生課のなかに学医嘱託や診療医嘱託を含んでいたことは『東北帝国大学職員住所録』と一致する¹²⁾。北海道帝国大学の学生課が1930年に3係体制となったことは反映されないが、1937年以降は一致している。『文部省職員録』をそのまま実態としては扱えないとしても、概略は把握できるものとみなした。

表1～表7を概観すると、表5の北海道帝国大学学生課で、学生主事の人数が突出して多い。また、係の数も多く、当初は第一係～第三係という抽象的な名称だったところ、1943年から総務係・指導係・体錬係という具体的な名称に変わっている。

1928年10月30日の各帝国大学「官制」改正で置かれた専任の学生主事と学生主事補の定員は、東京・京都が各5名、東北・九州が各3名、北海道が各2名であった¹³⁾。北海道帝国大学は、専任の学生主事の定員を満たしているのに加えて、兼任の学生主事が非常に多い。この点については第2節で検討する。

係の数と名称については、「北海道帝国大学処務規程」によって、業務分掌とあわせて規定された。この点については第3節で検討する。

2. 北海道帝国大学学生課の職員

2-1. 『職員録』による学生課職員の一覧

北海道帝国大学学生課の組織編成について、より具体的に検討するため、「職員録」¹⁴⁾によって、学生課職員の一覧表を作成して表8として示す。

表8 北海道帝国大学学生課の職員

年	課	係	職名	職員名					
1930	学生課		課長		尾崎卓郎				
			学生主事		尾崎卓郎		松久義平		
			兼学生主事	農	時任一彦	医	木下良順	工	古藤猛哉
				理	鈴木醇	予	成田秀三	予	藤原正
				予	服部品吉	土専	服部幸一	水専	鈴木寧
				予	新庄巍				
		第一係	雇		長谷川俊蔵		鈴木重彦		松浦静子
		第二係	学生主事補		宮尾侃		曾我孝之		
			雇		大本吉次		本間徳蔵		浜野由蔵
		第三係	嘱託		杉本一也				
雇			大槻恒助		矢吹政治郎				
1931	学生課		課長		尾崎卓郎				
			学生主事		尾崎卓郎		松久義平		
			兼学生主事	農	時任一彦	医	木下良順	工	山田紹之助
				理	鈴木醇	予	藤原正	予	服部品吉
				予	岩瀬喜作	土専	服部幸一	水専	時田郁
				予	新庄巍				
		第一係	雇		長谷川俊蔵		鈴木重彦		松浦静子
					高松久代				
		第二係	学生主事補		宮尾侃		曾我孝之		
			雇	兼	大本吉次		本間徳蔵		浜野由蔵
		第三係	嘱託		杉本一也				
			雇		大槻恒助		矢吹政治郎		
1932	学生課		課長		尾崎卓郎				
			学生主事		尾崎卓郎		松久義平		
			兼学生主事	農	時任一彦	医	木下良順	工	山田紹之助
				理	鈴木醇	予	藤原正	予	岩瀬喜作
				土専	服部幸一	水専	時田郁		
			学生主事補		渡部慶太郎				
		第一係	書記		長谷川俊蔵				
			雇		鈴木重彦		高松久代		
		第二係	学生主事補		宮尾侃		曾我孝之		
			雇	兼勤	大本吉次		本間徳蔵		浜野由蔵
					佐々木道雄		笠原司郎		
		第三係	嘱託		杉本一也		奈良喜一郎		
雇			矢吹政治郎						
1933	学生課		課長		尾崎卓郎				
			学生主事		尾崎卓郎	兼予	松久義平		
			兼学生主事	農	高橋栄治	医	山上熊郎	工	小野諒兄

年	課	係	職名	職員名					
				理	鈴木醇	予	藤原正	予	岩瀬喜作
				土専	服部幸一	水専	時田郁		
			学生主事補		渡部慶太郎				
		第一係	書記		長谷川俊蔵				
			雇		大橋音八		高松久代		高梨真佐枝
		第二係	学生主事補		宮尾侃		平田善行		
			雇	兼勤	大本吉次		本間徳蔵		鈴木重彦
					佐々木道雄		笠原司郎		
		第三係	嘱託		杉本一也		奈良喜一郎		
			雇		矢吹政治郎				
1934	学生課		課長		尾崎卓郎				
			学生主事		尾崎卓郎				
			兼学生主事	農	高橋栄治	医	井上善十郎	工	小野諒兄
				理	鈴木醇	予	藤原正	予	岩瀬喜作
				土専	林助一	水専	時田郁		
		第一係	書記		長谷川俊蔵				
			雇		大橋音八		高松久代		高梨真佐枝
		第二係	学生主事補		平田善行				
			雇	兼勤	大本吉次		本間徳蔵		鈴木重彦
					佐々木道雄		小林栄三郎		
		第三係	嘱託		杉本一也		奈良喜一郎		
			雇		矢吹政治郎				
1935	学生課		課長		尾崎卓郎				
			学生主事		尾崎卓郎	兼予	松本良彦		
			兼学生主事	農	高橋栄治	医	井上善十郎	工	小川敬次郎
				理	鈴木醇	予	岩瀬喜作	土専	林助一
		第一係	書記		長谷川俊蔵				
			雇		大橋音八		阿部宗子		高梨真佐枝
		第二係	学生主事補		平田善行		中村安蔵		
			雇	兼勤	大本吉次		本間徳蔵		鈴木重彦
					佐々木道雄		小林栄三郎		
		第三係	嘱託		杉本一也		奈良喜一郎		
			雇		矢吹政治郎				
		1936	学生課		課長		尾崎卓郎		
学生主事					尾崎卓郎	兼予	松本良彦		
兼学生主事	農				高橋栄治	医	井上善十郎	理	鈴木醇
	工				小川敬次郎	予	岩瀬喜作	土専	林助一
学生主事 事務取扱					服部品吉				
第一係	書記				長谷川俊蔵				

年	課	係	職名	職員名					
		第二係	雇		太田善久		高梨真佐枝		
			学生主事補		平田善行		中村安蔵		
			雇	兼勤	大本吉次		本間徳蔵		鈴木重彦
					佐々木道雄		小林栄三郎		
		第三係	嘱託		杉本一也		奈良喜一郎		
			雇		矢吹政治郎				
1937	学生課		課長		尾崎卓郎				
			学生主事		尾崎卓郎		平田善行		
			兼学生主事	農	高松正信	医	井上善十郎	工	小川敬次郎
				理	鈴木醇	予	岩瀬喜作	土専	林助一
			学生主事 事務取扱		服部品吉				
		第一係	書記		長谷川俊蔵				
			雇		太田善久		高梨真佐枝		池田豊恵
		第二係	学生主事補		中村安蔵				
			嘱託		本間徳蔵				
			雇	兼勤	大本吉次		鈴木重彦		佐々木道雄
					小林栄三郎				
		第三係	嘱託		杉本一也		奈良喜一郎		高畠太郎
			雇	兼勤	佐藤耕一郎		矢吹政治郎		
1938	学生課		課長		尾崎卓郎				
			学生主事		尾崎卓郎		平田善行		
			兼学生主事	農	高松正信	医	簗島高	工	鳥山四男
				理	杉野目晴貞	予	岩瀬喜作	土専	林助一
			学生主事 事務取扱		服部品吉				
		第一係	書記		長谷川俊蔵				
			雇		太田善久		高梨真佐枝		池田豊恵
		第二係	学生主事補		中村安蔵		富永義彦		
			嘱託	兼勤	大本吉次				
			雇		鈴木重彦		佐々木道雄		小林栄三郎
		第三係	嘱託		奈良喜一郎	兼勤	佐藤耕一郎		高畠太郎
				兼勤	大塚貞治郎	兼勤	渡辺清之助	兼勤	佐山八百治
				兼勤	太田峯雄	兼勤			梶田幸三
			雇		豊蔵正吾				
1939	学生課		課長		尾崎卓郎				
			学生主事		尾崎卓郎		平田善行		
			兼学生主事	農	高松正信	医	簗島高	理	杉野目晴貞
				予	岩瀬喜作	土専	林助一		
			学生主事 事務取扱		服部品吉				

年	課	係	職名	職員名					
		第一係	書記		長谷川俊蔵				
			雇		吉田新次郎		高梨真佐枝		小崎小栄
		第二係	学生主事補		中村安蔵		富永義彦		
			嘱託	兼勤	大本吉次		鈴木重彦		大塚貞治郎
		第三係	雇		佐々木道雄		小林栄三郎		
			嘱託		鹽川定				
			雇		豊蔵正吾				
			教練嘱託		奈良喜一郎		佐藤耕一郎	兼勤	渡辺清之助
				兼勤	佐山八百治	兼勤	太田峯雄	兼勤	梶田幸三
					神東一郎		角完		板垣玉吉
					照井大次		山本義雄		
			弓道嘱託		高島太郎				
1940	学生課		課長		尾崎卓郎				
			学生主事		尾崎卓郎		平田善行		
			兼学生主事	農	高松正信	医	真崎健夫	理	杉野日晴貞
				予	岩瀬喜作	予	野附雄次郎	予	宇野親美
				土専	林助一				
		第一係	書記		長谷川俊蔵*				
			雇		山崎敏雄		高梨真佐枝		大爺慶子
		第二係	学生主事補		山下太郎				
			嘱託	兼勤	大本吉次		大塚貞治郎		田代正蔵
			雇		佐々木道雄		小林栄三郎		
		第三係	嘱託		吉田新次郎				
			雇		豊蔵正吾				
			教練嘱託		奈良喜一郎		佐藤耕一郎		神東一郎
					板垣玉吉		照井大次		山本義雄
					小池豊				
			弓道嘱託		高島太郎				
1941	学生課		課長		尾崎卓郎				
			学生主事		尾崎卓郎		須田豊太郎		
			兼学生主事	農	高松正信	理	杉野日晴貞	予	岩瀬喜作
				予	野附雄次郎	予	宇野親美	土専	林助一
			学生主事 事務取扱	医専	天野智恵美				
		第一係	書記		長谷川俊蔵*				
			嘱託		東谷仁太郎				
			雇		山崎敏雄		大爺慶子		椎木恭子
		第二係	学生主事補		中野久一		山下太郎		
			嘱託		大塚貞治郎	兼勤	大本吉次		更科源蔵
					吉田新次郎		佐々木道雄		小林栄三郎

年	課	係	職名	職員名					
		第三係	学生主事補	兼勤	奈良岡健三		豊蔵正吾		
			嘱託		田代正蔵				
			雇		伊藤秀博				
			臨時雇		福井理喜雄				
			教練嘱託		奈良喜一郎		小池豊		山本義雄
					照井大次		神東一郎		
			弓道嘱託		高島太郎				
1942	学生課		課長		高松正信				
			学生主事		高松正信		須田豊太郎		横溝政八郎
			兼学生主事	予	岩瀬喜作	予	宇野親美	土専	林助一
				医専	天野智恵美				
		第一係	書記		中島忠述*				
			嘱託		東谷仁太郎				
			雇		山崎敏雄		大爺慶子		
			臨時雇		兼松光子				
		第二係	学生主事補		山下太郎		太田隆賢		
			嘱託		大塚貞治郎	兼勤	大本吉次		佐々木道雄
					小林栄三郎		吉田新次郎		
		第三係	学生主事補		奈良岡健三		豊蔵正吾		
			嘱託		田代正蔵	兼勤	杉原八弥		
			雇		伊藤秀博				
			教練嘱託		奈良喜一郎		小池豊		山本義雄
					本間時之助		高谷繁雄		照井大次
					神東一郎				
			弓道嘱託		高島太郎				
1943	学生課		課長		高松正信				
			学生主事		高松正信		須田豊太郎		横溝政八郎
			兼学生主事	予	宇野親美	予	山岡直道	予	伊藤秀五郎
				土専	林助一				
			学生主事 事務取扱	医専	児玉作左衛門		赤岩金太郎		
		総務係	書記		中島忠述*				
			嘱託		東谷仁太郎				
			雇		大爺慶子		伊藤秀博		工藤静江
					兼松光子				
		指導係	学生主事補		山下太郎		太田隆賢		
			嘱託		大塚貞治郎	兼勤	大本吉次		佐々木道雄
					小林栄三郎		吉田新次郎		
		体練係	学生主事補	兼	奈良岡健三		豊蔵正吾		
			嘱託		田代正蔵	兼勤	杉原八弥		

年	課	係	職名	職員名					
1944	学生課		教練嘱託		奈良喜一郎		小池豊		山本義雄
					本間時之助		少覚納		照井大次
					神東一郎				
			弓道嘱託		高島太郎				
			課長		高松正信				
			学生主事		高松正信		須田豊太郎		横溝政八郎
			兼学生主事	医	安田守雄	予	宇野親美	予	山岡直道
				土専	林助一				
			学生主事 事務取扱	土専	赤岩金太郎	医専	豊田春満	医専	松井誠一
			総務係	書記	中島忠述*				
					東谷仁太郎				
				雇	横溝裕		大爺慶子		伊藤秀博
					工藤静江		兼松光子		野沢正男
			指導係	学生主事補	山下太郎		太田隆賢		
				嘱託	大塚貞治郎	兼勤	大本吉次		小林栄三郎
					吉田新次郎		佐々木道雄		
			体練係	学生主事補	兼 奈良岡健三		豊蔵正吾		
				嘱託	田代正蔵		杉原八弥		
				雇	山田マサ子				
				臨時雇	室矢良子				
				教練嘱託	奈良喜一郎		山本義雄		本間時之助
					少覚納				
				弓道嘱託	高島太郎				

備考）北海道帝国大学『職員録』および『職員住所録』による。職員名の欄の「農」は農学部、「医」は医学部、「工」は工学部、「理」は理学部、「予」は予科、「土専」は附属土木専門部、「水専」は附属水産専門部、「医専」は臨時附属医学専門部が、それぞれの本務であることを示す。「兼予」は学生主事が本務で、予科教員が兼務であることを示す。「※」は兼学生主事補であることを示す。

1928年版の北海道帝国大学『職員録』は、学生課設置前の10月1日現在の発行であったため、学生課職員を記さず、1929年版は確認できていない。『官報』によって補うと、1928年10月30日付で、10名が学生主事に任ぜられた（専任2名：尾崎卓郎・土屋四郎、兼任8名：農学部教授時任一彦・医学部教授平光吾一・工学部教授古藤猛哉・予科教員成田秀三・同藤原正・同服部品吉・附属土木専門部教授服部幸一・附属水産専門部教授鈴木寧¹⁵⁾）。「北海道帝国大学官制」（1928年10月30日改正、勅令第253号）に定められた定員2名の専任の学生主事の他、各学部・専門部から1名と予科から3名の兼任学生主事が設けられている。

同じく「官制」（1928年10月30日改正、勅令第253号）で定められた専任の定員2名の学生主事補は第二係に配されている。第一係には1932年から書記が配され、第三係には1938

年から嘱託が増員されている（1939年から教練と弓道の嘱託）。これは、第一係が公文書や経理、第二係が学生生徒の諸活動の監督、第三係が健康管理を担当した業務分掌と対応している。学生課および課内各係の業務分掌については、第3節で示す。

専任の学生主事2名と、各学部・予科・専門部からの兼任の学生主事という構成は、このまま1945年まで変わらない。

表8では1939年以降、各学部の兼任学生主事がみられなくなっていくが、これは『職員録』の掲載方針の変化によるものである。それまでは「学生課」の項目に兼任学生主事も記載していたが、この年以降、学生課の欄は専任のみとなり、各学部の教員名の上に「兼学生主事」と小字で記されるようになる。ただ、1939年から工学部、1941年から医学部、1942年から農学部と医学部で記されなくなる（医学部は1944年版では記載される）。

しかし、『官報』によって調査すると、この間も各学部に兼任学生主事は在席していた。そこで、各学部・予科・専門部の学生主事の任期を一覧にして次に示す。

2-2. 『官報』による学生主事の任期一覧

『職員録』は毎年度のある時点での情報であるため、学生課長と学生主事（専任・兼任）について、『官報』により任期を調査した。兼任学生主事は所属学部ごとに記載する。

《学生課長》

尾崎卓郎	(1928.10.30～1942. 7.21)	高松正信	(1942. 7.21～1946. 2.18)
------	-------------------------	------	-------------------------

《専任》

尾崎卓郎	(1928.10.30～1942. 7.21)	土屋四郎	(1928.10.30～1930. 3.22)
------	-------------------------	------	-------------------------

松久義平	(1930. 4.30～1934. 6.30)	松本良彦	(1934.12.19～1937.10.14)
------	-------------------------	------	-------------------------

平田善行	(1937.11. 9～1940.12.26)	須田豊太郎	(1942. 3.25～1946. 3.30)
------	-------------------------	-------	-------------------------

横溝政八郎	(1942. 7.21～1946. 2.18)		
-------	-------------------------	--	--

《兼任／農学部》

時任一彦	(1928.10.30～1933. 4.20)	高橋栄治	(1933. 4.20～1937. 4.14)
------	-------------------------	------	-------------------------

高松正信	(1937. 4.14～1946. 2.18)		
------	-------------------------	--	--

《兼任／医学部》

平光吾一	(1938.10.30～1929. 3.30)	木下良順	(1929. 5.25～1933. 6.17)
------	-------------------------	------	-------------------------

山上熊郎	(1933. 6.17～1933.11.28)	井上善十郎	(1933.11.28～1938. 5.18)
------	-------------------------	-------	-------------------------

簗島高	(1939. 5.18～1940. 3.22)	眞崎健夫	(1940. 3.22～1942. 1.16)
-----	-------------------------	------	-------------------------

児玉作左衛門	(1942. 1.16～1944. 1.22)	安田守雄	(1944. 1.22～1946. 2.18)
--------	-------------------------	------	-------------------------

《兼任／工学部》

古藤猛哉	(1928.10.30～1930.12.24)	阿久津国造	(1930.12.24～1931. 6.30)
------	-------------------------	-------	-------------------------

山田紹之助	(1931. 6.30～1933. 4.20)	三浦勝	(1933. 4.20～1933. 8.23)
-------	-------------------------	-----	-------------------------

小野諒兄	(1933. 8.23～1935.10.14)	小川敬次郎	(1935.10.14～1937.11.16)
------	-------------------------	-------	-------------------------

鳥山四男	(1937.11.16～1939.11.18)	佐野新三郎	(1939.11.18～1940.12.28)
------	-------------------------	-------	-------------------------

宗宮知行 (1940.12.28～1942. 6.25) 大坪喜久太郎 (1942. 6.25～1944. 6.21)
佐山総平 (1944. 6.21～1946. 2.18)

《兼任／理学部》

鈴木醇 (1930. 5. 1～1937.12.22) 杉野目晴貞 (1937.12.22～1944. 2. 5)
太秦康光 (1944. 2. 5～1946. 2.18)

《兼任／予科》

成田秀三 (1928.10.30～1931. 3.31) 藤原正 (1928.10.30～1934.12.27)
服部品吉 (1928.10.30～1932. 2.10) 根本通美 (1928.11.12～1929. 5.25)
岩瀬喜作 (1931. 5.21～1942. 5.18) 野附雄次郎 (1940. 6. 8～1942. 4.23)
宇野親美 (1940. 6. 8～1945.11.28) 今堀克巳 (1942. 5.18～1943. 2. 1)
伊藤秀五郎 (1942. 5.18～1944. 4.28) 山岡直道 (1943. 3.10～1946. 2.18)
坂元義男 (1944. 9.22～1946. 2.18)

《兼任／附属土木専門部》

服部幸一 (1928.10.30～1934. 4.30) 林助一 (1934. 4.30～1946. 2.18)

《兼任／附属水産専門部》

鈴木寧 (1928.10.30～1931. 1.24) 時田郁 (1931. 3.20～1935. 3.30)

《兼任／臨時附属医学専門部》

天野智恵美 (1942. 6.29～1943. 5.13)

《兼任／附属農林専門部》

宇留野祐寿 (1945. 6.22～1946. 2.18)

学生課長は、当初、専任学生主事の尾崎卓郎が務めた。1942年より農学部教授として兼任学生主事であった高松正信が務めた。

各学部・専門部の兼任学生主事は、ほぼ間断なく前任者のあとを引き継いで、常に1名が在任していた。予科は1～4名があたっており、生徒の監督に重点を置いていたことがうかがえる。

3. 北海道帝国大学学生課の業務分掌

北海道帝国大学学生課は、1928年12月15日付の「北海道帝国大学処務規程」改正によって設置され、その後も同規程の改正によって課の組織や業務分掌が変更された。学生課の前史といえる学生監室の設置も含めて、学生課に関わる「処務規程」改正は、下記のとおりである。

- ①「北海帝国大学処務規程」1924年11月13日改正 (学生監室の設置)
- ②「北海帝国大学処務規程」1928年12月15日改正 (学生課の設置)
- ③「北海帝国大学処務規程」1930年 3月22日改正 (2係体制から3係体制への改編)
- ④「北海帝国大学処務規程」1941年 2月10日改正 (報国会設立に伴う条文改正)

⑤「北海帝国大学処務規程」1943年4月1日改正（係名の変更）

⑥「北海帝国大学処務規程」1945年7月18日改正（学生部学生課への改組）

本節では、①～⑥の改正ごとに、学生課の業務分掌の変遷をたどる。

3-1. 学生監室の設置（①「処務規程」1924年11月13日改正）

「北海道帝国大学処務規程」は、1922年1月1日に施行された。1924年11月13日改正により、第2章「分課」の中で「学生監室」が設けられ、学生生徒の監督にあたった。行論の都合上、庶務課教務係の項も引用する。

①北海道帝国大学処務規程（1924年11月13日北大達第18号改正）

第二章 分課

第六条 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

[中略]

教務係

- 一、各学部及各部科共通ノ教務ニ関スル事項
- 二、修学旅行及学事報告ニ関スル事項
- 三、教授上ノ設備ニ関スル事項
- 四、構内場屋使用ニ関スル事項
- 五、卒業生ニ関スル事項
- 六 奨学資金貸与及給与ニ関スル事項
- 七、学生々徒ノ身分証明ニ関スル事項
- 八、乗車乗船割引証ニ関スル事項
- 九、参観人ノ取扱ニ関スル事項

[中略]

第九条 学生監室ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、学生々徒ノ監督及指導ニ関スル事項
- 二、学生々徒ノ賞罰ニ関スル事項
- 三、学生々徒ノ集会及運動競技ニ関スル事項
- 四、学生々徒ノ印刷物及掲示ニ関スル事項
- 五、学生々徒ノ衛生及風紀ニ関スル事項
- 六 学生々徒ノ兵役ニ関スル事項
- 七、学生々徒ノ宿所其他生活状態等調査ニ関スル事項
- 八、学生々徒取締ニ関シ各学部及各部科ノ間ニ協議ヲ要スル事項
- 九 学生々徒ノ体格検査ニ関スル事項
- 十 学生々徒ノ諸統計ニ関スル事項¹⁶⁾

学生監室は、集会、印刷物、風紀、生活状況など、学生生徒の課外活動について監督する任にあたった。ただし、後年の学生課のように思想や素行の調査は業務分掌に記載され

ていない。

3-2. 学生課の設置 (②「処務規程」1928年12月15日改正)

1928年10月30日付で、10名が学生主事に任ぜられた(専任2名:尾崎卓郎・土屋四郎、兼任8名:農学部教授時任一彦・医学部教授平光吾一・工学部教授古藤猛哉・予科教授成田秀三・同藤原正・同服部品吉・附属土木専門部教授服部幸一・附属水産専門部教授鈴木寧)。学生課設置に先立ち、学生主事は2度の「事務打合会」を開催している。

1回目は、11月7日午後1時から学生主事室にて、尾崎を除く学生主事9名と、事務官根本通美が出席し、昭和天皇の即位御大典を奉祝する札幌市主催の提灯行列への参加について、協議した¹⁷⁾。

2回目となる11月24日は午後零時半より開催され、上記の学生主事10名全員と、11月12日付で兼任の学生主事に任ぜられた根本通美の11名が出席した。同会では、「学生々徒懲戒委員会設置ノ件」、「新興芸術研究会解散命令ノ件」、「学生課設置ノ件」、「学生生徒ノ写真蒐集ノ件」、「各学生主事連絡ニ関スル件」の5件を協議した。そのうち3件目の「学生課設置ノ件」は、

三、学生課設置ノ件

案ヲ具シ^{ママ}処務規定改正ヲ総長ニ建議スルコト
と記録されている¹⁸⁾。

「処務規程」は、12月15日付で「今般学生課新設ニ伴ヒ処務規程改正ノ要有之ニ付別紙ノ通り相改メ昭和三年十二月十八日ヨリ施行相成可然哉左安ヲ具シ相伺候也」と起案され、同日付で下記のように改正された。

②北海道帝国大学処務規程 (1928年12月15日北大達第22号改正)

第二章 分課

[中略]

第七条 学生課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

学生係

- 一、学生生徒ノ監督及指導ニ関スル事項
- 二、学生生徒ノ賞罰ニ関スル事項
- 三、学生生徒ノ集会及運動競技ニ関スル事項
- 四、学生生徒診療所ニ関スル事項
- 五、配属将校ニ関スル事項
- 六、外国学生ニ関スル事項
- 七、学生生徒ノ印刷物及掲示ニ関スル事項
- 八、学生生徒ノ衛生及風紀ニ関スル事項
- 九、学生生徒ノ宿所其他生活状態等調査ニ関スル事項
- 一〇、学生生徒ノ体格検査ニ関スル事項

一一、学生生徒ノ統計ニ関スル事項

一二、学内保安ニ関スル事項

教務係

一、各学部及各部科共通並大学院ノ教務ニ関スル事項

二、学事報告ニ関スル事項

三、入学試験ニ関スル事項

四、卒業生ニ関スル事項

五、専門部ニ関スル事項

六、講演会及講習会ニ関スル事項

七、奨学資金貸与及給与ニ関スル事項

八、学生生徒ノ身分証明ニ関スル事項

九、学生生徒ノ兵役ニ関スル事項

一〇、委託学生ニ関スル事項

一一、教員免許状ニ関スル事項

一二、構内場屋使用ニ関スル事項

一三、乗車乗船割引証ニ関スル事項

一四、参観人ニ関スル事項

一五、修学旅行ニ関スル事項¹⁹⁾

①「処務規程」（1924年11月13日改正）第9条における学生監室の職掌10事項のうち一～五・七・九・十の8事項が、改正後の②「処務規程」（1928年12月15日改正）第7条の学生課学生係の職掌の一～三・七～一一に対応している。①の学生監室六の事項は、②の学生課教務係九に対応している。

また、①第6条庶務課教務係の職掌9事項のうち、「三、教授上ノ設備ニ関スル事項」を除く8事項が、②第7条の学生課教務係の職掌と対応している。

1928年に設置された学生課は、従来の学生監室の職掌を引き継ぐ学生係と、従来の庶務課教務係の職掌を引き継ぐ教務係の2係から成った。さらに、前者は配属将校、外国学生、学内保安に関する職務事項、後者は入学試験や委託学生に関する職務事項を増補していた。

3-3. 学生課の3係体制への改正（③「処務規程」1930年3月22日改正）

1930年3月22日付で「処務規程」が改正され、学生課は3係となり、業務分掌も大きく変わった。

③北海道帝国大学処務規程（1930年3月22日北大達第8号改正）

第二章 分課

[中略]

第七条 学生課ニ左ノ三係ヲ置キ課務ヲ分掌ス

第一係

- 一、学生主事ノ官印管守ニ関スル事項
- 二、課ニ関スル特種文書ノ収受発送ニ関スル事項
- 三、課ニ属スル公文書類ノ編纂保存ニ関スル事項
- 四、課ニ備付ノ図書新聞雑誌等整理保存ニ関スル事項
- 五、課員ノ出勤簿整理ニ関スル事項
- 六、課関係ノ通牒及報告ニ関スル事項
- 七、遺失物ノ処理ニ関スル事項
- 八、学生生徒ノ講習会及講演会ニ関スル事項
- 九、学生生徒ニ対スル掲示ニ関スル事項
- 一〇、課配付ノ予算経理ニ関スル事項
- 一一、学生生徒派遣ニ関スル事項
- 一二、入学式及宣誓式ニ関スル事項
- 一三、学生生徒ノ学籍カード整理ニ関スル事項
- 一四、学生生徒ノ異動ニ関シ文部省及関係各学校並学内各部科トノ聯絡ニ関スル事項
- 一五、学生生徒ノ兵役ニ関スル事項
- 一六、学生生徒ノ身分証明及乗車乗船割引証ニ関スル事項
- 一七、学生生徒ノ統計ニ関スル事項
- 一八、学生生徒ノ在学証明書ニ関スル事項
- 一九、其ノ他他係ニ属セサル事項

第二係

- 一、学生生徒ノ指導監督ニ関スル事項
- 二、学生生徒ノ表彰懲戒ニ関スル事項
- 三、学生生徒ノ家庭トノ聯絡ニ関スル事項
- 四、学生生徒ノ個性並思想的動静調査ニ関スル事項
- 五、学生生徒ノ宿所其ノ他生活状態及学資調査ニ関スル事項
- 六、学生生徒ノ風紀取締ニ関スル事項
- 七、授業料怠納者取締並其ノ減免ニ関スル事項
- 八、学生生徒ニ關聯スル学内保安ニ関スル事項
- 九、各部科入学志願者ノ性行等照会調査ニ関スル事項
- 一〇、卒業生在学中ニ於ケル素行其ノ他調査ニ関スル事項
- 一一、委託学生ニ関スル事項
- 一二、外国学生ニ関スル事項
- 一三、社団及集会ニ関スル事項
- 一四、学生生徒ノ関与スル印刷物及刊行物ニ関スル事項

- 一五、学生生徒ノ写真整理保存ニ関スル事項
- 一六、構内売店食堂（共済会ヲ除ク）等ノ調査取締及特約商店指定ニ関スル事項
- 一七、身上相談ニ関スル事項
- 一八、学資補給及学生労働斡旋ニ関スル事項
- 一九、学生生徒ノ宿所紹介ニ関スル事項
- 二〇、学生生徒ノ関与スル共同購買取締ニ関スル事項
- 二一、其ノ他一般学生生徒ノ福利増進ニ関スル事項

第三係

- 一、身体検査ニ関スル事項
- 二、構内ノ衛生ニ対シ衛生委員ト聯絡協調ニ関スル事項
- 三、学生生徒診療所並罹病学生生徒ニ対シ附属病院ト聯絡交渉ニ関スル事項
- 四、運動競技ニ関スル事項
- 五、文武会ニ関スル事項
- 六、学校教練聯絡ニ関スル事項
- 七、体育ノ為ノ施設場使用ニ関スル事項
- 八、修学旅行ニ関スル事項
- 九、其ノ他一般学生生徒ノ健康増進ニ関スル事項²⁰⁾

②「処務規程」（1928年12月15日改正）で学生課教務係の職掌となっていた一～六・一一・一四の事項は、③「処務規程」（1930年3月22日改正）により庶務課教務係に移った。

改正後の学生課は、第一係～第三係を設けた。第一係は、公文書の編纂・保存・整理、経理、学生生徒の諸申請手続きなど、庶務に関することを職掌とした。八（講習会と講演会）、一五（兵役）、一六（身分証明や乗車乗船割引証）は、改正前の②学生課教務係にみられる事項であるが、改正後の③では、七（遺失物処理）、九（学生生徒への掲示）、一〇（予算経理）等の事項が追加された。業務とあわせて文書の取扱も増加し、二（特殊文書の收受発送）、三（公文書類の編纂保存）の事項が設けられたと思われる。

第二係は、学生生徒の課外活動の監督に関することを職掌とした。一（指導監督）、二（表彰懲戒）、六（風紀取締）、八（学内保安）は②学生課学生係の職掌にみられるが、改正後の③では、三（家庭との連絡）、四（個性や思想）、九（入学志願者の性行）、一〇（卒業生の在学中における素行）など、授業以外の生活全般に関する職掌が増補されている。

第三係は、学生生徒の健康管理に関することを職掌とした。一（身体検査）や四（運動競技）は改正前の②学生課学生係、七（施設使用）や八（修学旅行）は改正前の②学生課教務係の職掌を引き継ぎ、新たに五（文武会）や六（学校教練）の項目がある。

学生課は1930年3月の「処務規程」改正により、教務に関する職掌の一部が庶務課教務係へ移された。一方で、学生生徒の生活状況や素行・思想、課外活動をおこなう文武会といった、学生生徒個人や団体に関する広範な事柄を管理する部署となった。

3-4. 文武会解散と報国会設立に伴う改正 (④「処務規程」1941年2月10日改正)

1940年12月24日開催の評議会において、文部省の要請をうける形で、学友会組織「文武会」を1941年2月6日に解散して「報国会」を発会することが決定された²¹⁾。

このことに伴い、1941年2月5日、学生課長の尾崎卓郎は総長宛てに「処務規程改正方上申」をおこなった。③「処務規程」(1930年3月22日改正)に下記の変更を加えるものであった。

○第一係

一九、報国会事務局及審議会ニ関スル件

二〇、其ノ他他係ニ属セザル事項

○第三係

五、文武会ニ関スル事項ヲ報国会全学会ニ関スル事項ニ訂正²²⁾

上申はうけいられ、1941年2月10日付で「処務規程」が改正された。

3-5. 学生課各係の名称の変更 (⑤「処務規程」1943年4月1日改正)

1943年3月22日開催の臨時評議会において「処務規程」改正が承認され²³⁾、4月1日付で次のとおり改正された。

⑤北海道帝国大学処務規程 (1943年4月1日改正)

第二章 事務分掌

[中略]

第八条 学生課ニ総務係、指導係及体錬係ヲ置キ課務ヲ分掌ス

総務係

一、課ニ属スル特殊文書ノ収受編纂及保存ニ関スルコト

二、課関係ノ通牒及報告ニ関スルコト

三、課配付ノ予算経理ニ関スルコト

四、学生主事(学生課長)ノ官印ノ管守ニ関スルコト

五、課員ノ出勤簿整理ニ関スルコト

六、図書ノ整理ニ関スルコト

七、遺失物ノ処理ニ関スルコト

八、学生生徒ノ講習会及講演会ニ関スルコト

九、学生生徒ニ対スル掲示ニ関スルコト

一〇、学生生徒ノ派遣ニ関スルコト

一一、学生生徒ノ学籍カード整理ニ関スルコト

一二、学生生徒ノ異動ニ関シ文部省其ノ他関係各官庁、各学校トノ聯絡ニ関スルコト

一三、学生生徒ノ兵役ニ関スルコト

一四、報国会全学会事務局及審議会ニ関スルコト

一五、他係ニ属セザル事務

指導係

- 一、学生生徒ノ指導監督ニ関スルコト
- 二、学生生徒ノ表彰及懲戒ニ関スルコト
- 三、学生生徒ノ家庭トノ聯絡ニ関スルコト
- 四、学生生徒ノ個性、素行、思想的動静等ノ調査ニ関スルコト
- 五、学生生徒ノ宿所其ノ他生活状態ノ調査ニ関スルコト
- 六、学生生徒ノ風紀取締ニ関スルコト
- 七、学生生徒食糧飼料増産作業ノ一般企画聯絡及統制ニ関スルコト
- 八、授業料ノ減免其ノ他ニ関スルコト
- 九、学生生徒ニ關聯スル学内保安ニ関スルコト
- 一〇、各部科入学志願者ノ性行等ノ照会調査ニ関スルコト
- 一一、委託学生ニ関スルコト
- 一二、外国学生ニ関スルコト
- 一三、学生生徒ノ社団及集会ニ関スルコト
- 一四、学生生徒ノ関与スル印刷物及刊行物ニ関スルコト
- 一五、学生生徒ノ写真ノ整理保存ニ関スルコト
- 一六、構内売店食堂（共済会ヲ除ク）等ノ調査取締及特約商店ノ指定ニ関スルコト
- 一七、身上相談ニ関スルコト
- 一八、学資補給及学生労働斡旋ニ関スルコト
- 一九、学生生徒ノ関与スル共同購買取締ニ関スルコト
- 二〇、報国隊ニ関スルコト
- 二一、其ノ他学生生徒ノ福利増進ニ関スルコト

体鍊係

- 一、身体検査国民体力法ニ依ル体力検査及体力章検定ニ関スルコト
- 二、学内ノ衛生ニ就キ衛生委員ト聯絡協調ニ関スルコト
- 三、学生生徒健康相談所並ニ附属医院ト聯絡交渉ニ関スルコト
- 四、運動競技ニ関スルコト
- 五、報国会全学会ニ関スルコト
- 六、学校教練聯絡ニ関スルコト
- 七、体育ノ為ノ施設場使用ニ関スルコト
- 八、其ノ他学生生徒ノ健康増進ニ関スルコト
- 九、大日本学徒体育振興会北海道地方支部ニ関スルコト²⁴⁾

改正前の④「処務規程」（1941年2月10日改正）では第一係～第三係であった係の名称が、改正後の⑤「処務規程」（1943年4月1日改正）では総務係・指導係・体鍊係と変わった。業務分掌の各事項は、細かい文言の変更はあるものの、おおむね同じとみなされ

る。

変更点としては、⑤指導係の七に食糧飼料増産の項目が増えた。これは、「食糧増産応急対策要綱」(1943年6月4日閣議決定)や「学徒戦時動員体制確立要綱」(1943年6月25日閣議決定)に先立つものであった。

3-6. 学生課各係の名称の変更 (⑥「処務規程」1945年7月18日改正)

1945年6月16日、文部省訓令により「帝国大学処務規程」が制定され、帝国大学に事務局および学生部を置き、学生部には学生係と動員係を設置することが定められた。これを受けて、7月10日開催の臨時評議会において、「処務規程改正ノ件」がはかられ、次のとおり改正された。

⑥北海道帝国大学処務規程 (1945年7月18日改正)

第三章 学生部事務分掌

第九条 学生課ニ庶務係、学生係ヲ置キ課務ヲ分掌ス

庶務係

- 一、部ニ属スル文書ノ収受編纂及保存ニ関スル事項
- 二、部員ノ進退ニ関スル事項
- 三、部配付ノ予算経理ニ関スル事項
- 四、学生主事(学生部長及学生課長)ノ官印ノ管守ニ関スル事項
- 五、部員ノ出勤簿整理ニ関スル事項
- 六、学生々徒ニ対スル掲示ニ関スル事項
- 七、学生々徒ノ学籍カード整理ニ関スル事項
- 八、他ノ主管ニ属セサル事務

学生係

- 一、学生々徒ノ指導監督ニ関スル事項
- 二、学生々徒ニ対スル厚生施設ニ関スル事項
- 三、学生々徒ノ兵役ニ関スル事項
- 四、委托(ママ)学生々徒ニ関スル事項
- 五、学校教練聯絡ニ関スル事項
- 六、奨学資金等学生々徒ノ学費ニ関スル事項
- 七、外国留日学生ニ関スル事項
- 八、大日本育英会委員部ニ関スル事項

第十条 動員課ニ動員係、体錬係ヲ置キ課務ヲ分掌ス

動員係

- 一、学徒勤労働員ニ関スル事項
- 二、学徒隊ニ関スル事項
- 三、学生主事(動員課長)ノ官印ノ管守ニ関スル事項

四、学生々徒食糧増産作業ニ関スル事項

五、動員学徒援護ニ関スル事項

体鍊係

一、学生々徒ノ身体検査、体力検査及体力章検定ニ関スル事項

二、学生々徒ノ体育衛生ニ関スル事項

三、学生々徒健康相談所ニ関スル事項

四、報国会、全学会ニ関スル事項

五、大日本学徒体育振興会北海道地方支部ニ関スル事項²⁵⁾

改正前の⑤「処務規程」（1943年4月1日改正）と比較すると、改正後の⑥「処務規程」（1945年7月18日改正）の学生課は、文部省訓令に従った学生係と動員係に加えて庶務係と体鍊係を設け、4係体制となっている。

業務分掌としては、⑤総務係が⑥庶務係、⑤指導係が⑥学生係と動員係、⑤体鍊係が⑥体鍊係と対応しているとみなされる。ただし、⑤指導係の職掌であった三（家庭との連絡）、四（個性・素行・思想の調査）、五（生活状態調査）、一三（集会）、一四（印刷物）といった事項は、⑥では学生係の一（指導監督）に集約されていると思われる。かわって、⑤では指導係の七（食糧飼料増産）にみられた勤労働員に関わる事項は、⑥では動員係の一（勤労働員）、四（食糧増産作業）、五（動員学徒援護）と増えている。学生課の役割の重点が、学生生徒の管理から動員へと移り変わっている様がみてとれる。

おわりに

北海道帝国大学学生課は、1928年12月25日に「北海道帝国大学処務規程」改正によって設置された。学生課には、「北海道帝国大学官制」（1928年10月30日改正、勅令第253号）が定めた専任の学生主事2名、学生主事補2名のほか、農・医・工の各学部、予科、附属土木・水産専門部に兼任の学生主事が配置された。そのため、学生主事の職員数が他の帝国大学と比して多かった。このことは、学部以外に、高等学校相当である予科、専門学校相当である専門部を擁するという北海道帝国大学の特質を表している。

学生課長は、学生課が設置された1928年から1942年までは専任学生主事の尾崎卓郎が務め、1942年7月21日をもって、農学部教授を本務とする高松正信が着任した。

学生課の組織編成と業務分掌は、「北海道帝国大学処務規程」によって規定された。1928年設置当時は、学生係と教務係の2係を設け、それぞれが従来の学生監室と庶務課教務係の業務を引き継ぐような体制であった。1930年に教務係を庶務課へ戻したが、第一係～第三係を設けて業務は増加した。なかでも、実際に学生生徒の思想や素行を監督したのは第二係であり、そこに重きを置いていたことは、「北海道帝国大学官制」の定める定員2名の学生主事補を第二係に配置していることからうかがえる。1943年に係の名称が総務係・指導係・体鍊係と変わっても、1945年に事務機構が大きく変わって学生部学生課とな

っても、基本的な業務分掌は変わらない。ただし、1945年の改正では、学生生徒の思想や素行の監督に関する業務規程が削除され、かわって勤労働員に関する業務規程が加わった。このことは、学生課の役割が、学生生徒の思想や行動を管理することから、戦争体制へ組み込むことへと移り変わったことを示している。

上記のような学生課職員が、「北海道帝国大学処務規程」の業務分掌に則って、どのような活動をおこなったかという点については、今後の課題とする。

【注】

- 1) 1928年10月31日付『官報』11ページ。
- 2) 1918年4月1日付『官報』8ページ。
- 3) 1928年10月30日付『官報』2ページ。
- 4) 学生監室「学生監室事務協議会 自大正十三年至昭和三年」（帝大／2019／0406）、北海道大学大学文書館所蔵。
- 5) 『北大百年史』通説（北海道大学、1982年7月）、252～253ページ。
- 6) 前掲『北大百年史』通説、241～242・252～253ページ。
- 7) 『東京大学百年史』部局史四（東京大学、1987年3月）、1117～1132ページ。
- 8) 『東北大学百年史 一』通史一（東北大学研究教育振興財団、2007年10月）353～354・392～393ページ、『東北大学百年史 四』部局史一（同上、2003年5月）50～54ページ。
- 9) 「史料紹介（5）九州帝国大学職員録・九州大学職員録」（『九州大学大学史料室ニュース』第5号、1995年3月）において、「東京、京都両大学には戦前期の職員録（住所録）は知られていない」と指摘されており、筆者も該当時期の職員録を確認できていない。
- 10) 前掲『東京大学百年史』部局史四、1119ページ。
- 11) 『九州帝国大学職員録 昭和四年十一月』（九州帝国大学庶務課、1929年12月6日）、15～17ページ、九州大学中央図書館所蔵。
- 12) 『東北帝国大学職員住所録 昭和九年十一月一日現在』（本部／0265／0001）、東北大学史料館所蔵。
- 13) 1928年10月30日付『官報』1～2ページ。
- 14) 1930～1944年に毎年10～11月現在の職員録が冊子体で刊行されている。1930・1932・1934～1937年は『職員録』、その他は『職員住所録』という名称で、すべて北海道大学大学文書館所蔵。
なお、1928年版は学生課設置前の1928年10月1日現在の情報であり、1929年版は確認できていないため、表には含めていない。
- 15) 1928年10月31日付『官報』8ページ。
- 16) 「処務規程改正ノ件」（1924年11月12日起案）、「処務規程 自 M 三二 至 S 二五」（総務課／2025／0115）所収、北海道大学大学文書館所蔵。
- 17) 「第一回学生主事務打合せ記録」、前掲「学生監室事務協議会 自大正十三年 至昭和三年」所収。
- 18) 「第二回学生主事務打合せ記録」、前掲「学生監室事務協議会 自大正十三年 至昭和三年」所収。
- 19) 「処務規程改正ノ件伺」（1928年12月15日起案）、前掲「処務規程 自 M 三二 至 S 二五」所収。
- 20) 「北海道帝国大学処務規程 昭和五年三月二十二日北大達第八号改正」、「例規」（帝大／2019／0051）所収。
- 21) 「修練強化ニ関スル件」、「評議会記録 昭和15年12月24日」（事務局（議）／評議会／0003-41）、北海道大学大学文書館所蔵。
- 22) 「処務規程改正方上申」（今裕総長宛て尾崎卓郎学生課長上申、1941年2月5日）、前掲「処務規程

自 M 三二 至 S 二五」所収。

23) 「庶務規程改正ノ件」、「評議会記録 昭和18年 3 月22日」(事務局 (議) / 評議会 / 0004-03)。

24) 「北海道帝国大学処務規程改正ノ件」(1943年 3 月22日起案)、前掲「処務規程 自 M 三二 至 S 二五」所収。

25) 「処務規程改正ノ件」、「評議会記録 昭和20年 7 月10日」(事務局 (議) / 評議会 / 0004-14)。

【後記】 本研究は、JSPS 科研費 JP25K05859の助成を受けたものである。

(ひろせ きみひこ／北海道大学大学文書館員)